

外国証券取引口座約款 新旧対照表 (2025年10月1日改定)

(下線が改定部分)

新	旧
<p>第7条 (配当等の処理) <u>8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>第8条 (新株予約権等その他の権利の処理) (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに第2項から第5項まで、及び第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u></p> <p><u>2025年10月1日改定附則</u> <u>1 外国株券等の配当金等に除斥期間を設定する第7条第8項及び第8条第5号の改定は、2030年10月1日より施行します。</u> <u>2 改定後の第7条第8項 (第8条第5号において準用する場合を含みます。)の規定は、この改定規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等 (同号において準用する場合にあつては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金) についても適用します。</u></p> <p style="text-align: right;">(2025年10月1日)</p>	<p>第7条 (配当等の処理) (新設)</p> <p>第8条 (新株予約権等その他の権利の処理) (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに第2項から第5項まで、及び第7項の規定に準じて処理します。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">(2025年5月1日)</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改定

対象約款：保護預り約款、株式等振替決済口座管理約款、振替決済口座管理約款、

投資信託受益権振替決済口座管理約款、一般債振替決済口座管理約款、外国証券取引口座約款

(2025年10月1日改定)

(下線が改定部分)

新	旧
<p>対象約款の「共通番号の届出」の箇所</p> <p>共通番号 (番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条<u>第16項</u>に規定する法人番号。以下同じ。)</p>	<p>対象約款の「共通番号の届出」の箇所</p> <p>共通番号 (番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条<u>第15項</u>に規定する法人番号。以下同じ。)</p>